

産業厚生 常任委員会

第5回産業厚生常任委員会

7月22日

◎調査事項

(1)農業用水道の整備方針について

本町の農業水道は9施設8組合があり、各組合で水道料金を設定して事業を運営している。



認定こども園建設状況

近年、各集落において離

農者が増加しており、供給

水量が著しく減少している。また、一部の施設を除き、水質の悪化や水道施設の老朽化等が目立ってきており、改善が必要な状況にある。

各地区農業水道の方向性

(1) 上問寒・中間寒・問寒別地区は、施設を改修して統合し、簡易水道とする。

現在、調査・計画策定を終え、道営事業で整備している。

(2) 雄興地区・北進地区は、現施設を使用していくが、

管理主体を町とする。

(3) 開進地区・上幌延地区は、開進地区の管路の入れ替え等を行い、水源を上幌延地区として統合し、簡易水道とする。今年度調査計画、来年度実施設計。

(4) 幌延地区（幌延西等）・下沼地区は、現施設を使用し、簡易水道とする。

水道料金の設定について

簡易水道になると町の条例が適用されるが、営農料金という別設定が必要だと考えている。他町において

も、家庭用と営農用の料金設定をしている。

問 料金設定の考え方は。

答 家庭用については、簡易水道事業運営の中で町の料金体系に合せていただくしかないと考えている。営農料金については、初めての設定であり、現段階では何も決まっていない。時間をかけて、皆さんにご理解いただけるようにと考えている。



上幌延浄水場

産業厚生 常任委員会

第6回産業厚生常任委員会

9月1日

◎調査事項

(1)子ども・子育て支援制度の概要等について

子ども・子育て支援制度は、平成27年4月からの施行が予定されている。

制度施行に伴う幌延町の取り組みとして、国の子ども・子育て会議から示され

た方針・基準を基に、給付対象として確認を受ける施設・事業の運営基準、地域型保育事業の認可基準、放課後児童クラブの設置運営基準の条例化等の整備を行うこととしている。

① 条例については、「幌延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」

「幌延町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」・「幌延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を設置

する。本町で定めるこれらの条例については、基本的に国が示す基準どおりに組み立てている。

② 保育の必要性の認定基準についても、国が示す基準どおりに定めていく。新たに加わる事由として、求職活動・就学・虐待やDV・育児休業取得がある。

問 認定こども園になると、今まで保育所を利用出来なかった人も利用出来るようになるのか。

答 保育の必要性がある人は保育の部分、保育の必要性がない人は幼稚園の部分で

受け入れる。アンケート調査をした結果では、全て受け入れることが出来ると考えている。

問 求職活動の期間は。

答 上限が90日で、その状態が変わった時は再認定を受けなければならない。

問 放課後児童クラブの、国が示す基準の従事する者について、本町は柔軟に対応していたが、今後を考えると難しい対応になるのでは。

答 町の裁量で変えられる基準ではない。基準に合った体制で運営していかなければならない。